



報酬改定を答申した給付費分科会

介護職員の処遇改善

新加算要件固まる

ネットで改善内容を公表

厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会が13日に開かれ、10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定を了承した。ベテラン介護福祉士の賃金を上げる新加算の名称は「介護職員等特定処遇改善加算」とし、算定要件や加算率などを決めた。また、各サービスの基本報酬も決まった。

(榎戸新)

特定処遇改善加算では、事業所内に月8万円以上の改善、または年収440万円以上となるベテラン介護職員が必ず1人いることが求められる。ただし、開設間もないなど合理的な理由がある場合の例外も設けられる。

賃金改善の内容、実施期間、実施方法などが公表することなども要件となる。

に関する計画書を作成し、全職員に周知し、都道府県に届けなければならない。

年度ごとの処遇改善の実績を都道府県に報告し、全職員にこれまでに実施した処遇改善について周知することも求める。

そのほか、現行の加算Ⅰ・Ⅲを取得していることや、処遇改善の内容をインターネットで公表することなども

食費・居住費の基準費用額（日額）

			見直し後(現行)	増加額
食費			1,392円(1,380円)	12円
居住費	多床室	特養	855円(840円)	15円
		老健、療養、介護医療院	377円(370円)	7円
	従来型個室	特養	1,171円(1,150円)	21円
		老健、療養、介護医療院	1,668円(1,640円)	28円
	ユニット型個室的多床室		1,668円(1,640円)	28円
	ユニット型個室		2,006円(1,970円)	36円

※月額額は1月を30.4日として計算

食費は12円増の1392円

施設の基準額 消費増税に対応

特別養護老人ホームなどの入所者の食費・居住費の基準費用額が10月から増額される。食費の日額は1380円から1392円に12円上がる。月額にす

ると361円増える。居住費は特別養護老人ホームの多床室で、日額が15円増の855円になる(表)。

で、厚生労働省が13日の社会保障審議会介護給付費分科会で示し、了承された。基準費用額の見直しは2015年10月に設定されてから初めて。

加算率は、ベテラン介護職員が多い事業所をより評価するため、同じサービス内で2段階設ける。

例えば、特別養護老人ホームでは加算Ⅰが2・7%、加算Ⅱが2・3%、訪問介護では加算Ⅰが6・3%、加算Ⅱが4・2%。

加算Ⅰは、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを取得していることが要件となる。

厚生省は3月14日までパブリックコメントを募集し、年度内に告示を改正する。詳細なルールについて解釈通知も出す予定だ。

◆特養は2〜3単位増

10月の介護報酬の改定率はプラス0・39%。消費税率10%への引き上げによる事業所の負担を補てんする。

各サービスの基本報酬の上げ幅は、要介護度や居室類型などにより異なるが、特別養護老人ホームとシヨート

ステイは2〜3単位、訪問介護は1単位、通所介護は2〜6単位などとなっている。

一方、在宅サービスの利用上限である区分支給限度基準額も引き上げる。要介護Ⅰは16万6920円から16万7650円(730円増)、要介護Ⅴは36万650円から36万21

70円(1520円増)になる。

限度基準額を超えた分は自己負担となるが、利用するサービス量は変わらないのに、基本報酬が上がったことで限度基準額を超えないようにする。